社会福祉法人フジの会 一般事業主 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 4月 1日 ~ 令和 11年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1:小学校就学前の子を持つ職員が、希望した場合に利用できる特別配慮短時 間勤務制度・特別配慮固定時間勤務制度の周知を行う。

<対策>

- ●令和 6年 5月~ 管理職へ案内する
- ●令和 6年 6月~ 各部署の職員会議等において職員への周知を行う

目標2:男性の育児休業取得について周知を行う。

<対策>

- ●令和 6年 5月~ 管理職へ案内する
- ●令和 6年 6月~ 各部署の職員会議等において職員への周知を行う

目標3: 所定外労働を削減するため、ノー残業デーの設定および勤怠管理ソフトによる残業時間の管理を行ったが、更に令和6年10月までに各部署職員へノー残業デーの周知と勤怠管理ソフトにより残業時間の管理と、ノートパソコンの電源管理機能を強化して20:30以降は電源が自動でシャットダウンとなる設定を実施する。

年間 10時間未満とする。

- ●令和 6年9月まで ノートパソコンの電源管理機能を強化して、20:30 以降は自動 シャットダウンとなる設定を行う。
- ●令和 6年 10月~ 管理職へ案内する
- ●令和 6年 11 月~ 各部署にてノー残業デーを設定いただき、勤怠管理ソフトにより残業時間を管理いただく

社会福祉法人フジの会 一般事業主行動計画 女性活躍推進法 <第3回>

女性職員の採用者数を維持、増加させるため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和 6年 4月 1日 ~ 令和 9年 3月 31日 までの3年間
- 2. 内容

目標1:男女の平均継続勤務年数の差異を80%以下とする

<対策>

- ●令和 6年 5月~ 各部署にて男性・女性の平均勤続年数を算出し、対策を検討する。
- ●令和 6年8月~ 管理職会議にて各部署課題を集約し、対策を検討し改善のための 対策を実施する

目標2:採用した労働者に占める女性労働者の割合を50%以上とする

<対策>

- ●令和 6年 5月~ 各部署にて採用した労働者に占める女性労働者の割合について 状況を把握し、課題を検討する。
- ●令和 6年 8月~ 管理職会議にて各部署課題を集約し、対策を検討し改善のため の対策を実施する